

提案募集の対象となる個人情報ファイル一覧表

機関名:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

番号	提案募集となる個人情報ファイルの名称	個人情報ファイルの利用目的	記録項目(注)	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称、所在地及び問合せ先
1	職業リハビリテーション実践セミナー修了者名簿	職業リハビリテーション実践セミナー修了証発行事務のため	県名、履修状況、修了証書交付日	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 〒261-8558千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号 高度職業能力開発促進センター内 企画部情報公開広報課
2	職場適応援助者養成研修修了者名簿	職場適応援助者養成研修修了証の発行事務のため	地域センター名、生年月日、研修受講年度、研修修了日、受講した本部研修、研修修了証明書発行日、研修受講証明書発行日	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 〒261-8558千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号 高度職業能力開発促進センター内 企画部情報公開広報課
3	障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修修了者名簿	障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修修了証の発行事務のため	生年月日、県名、修了証書交付日、履修状況	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 〒261-8558千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号 高度職業能力開発促進センター内 企画部情報公開広報課
4	障害者台帳	障害者に対して、公共職業安定所(ハローワーク)と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供するため	管轄都道府県、管轄センター区分、性別、生年月日、現住所、障害種類、身体障害者手帳(等級)、療育手帳(等級)、精神保健福祉手帳(等級)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 〒261-8558千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号 高度職業能力開発促進センター内 企画部情報公開広報課
5	障害者雇用支援月間における絵画・写真コンテスト応募者名簿	障害者雇用支援月間における絵画・写真コンテスト応募に係る応募作品の管理、作品の返却、記念品の発送、次回の応募勧奨のため	(1)個人応募の場合 都道府県、学年または年齢、作品タイトル、作品返却希望の有無、応募点数、応募記念品発送状況、郵便番号、住所 (2)団体応募の場合 都道府県、学年または年齢、作品タイトル、作品返却希望の有無、応募点数、応募記念品発送状況、郵便番号、住所	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 〒261-8558千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号 高度職業能力開発促進センター内 企画部情報公開広報課
6	能力開発システムデータベース	職業能力開発大学校等における訓練の計画と実施・実績のデータ管理	受講情報、生年月日、住所	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 〒261-8558千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号 高度職業能力開発促進センター内 企画部情報公開広報課
7	生産性センター支援システムデータベース	能力開発セミナー実施に係る受講案内の送付等事務処理に利用するため	受付番号、コース番号、会社コード、コース名、日程、生年月日、住所、受講区分	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 〒261-8558千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号 高度職業能力開発促進センター内 企画部情報公開広報課
8	指導員研修情報システムデータベース	指導員研修業務に係る事務処理(受講者の管理、修了証の発行等)	生年月日、指導員経験年数	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 〒261-8558千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号 高度職業能力開発促進センター内 企画部情報公開広報課
9	給与システムデータベース	謝金・賞金の支払の業務を行うため	生年月日、住所、預金口座、支払額、所得税額	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 〒261-8558千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号 高度職業能力開発促進センター内 企画部情報公開広報課
10	経理システムデータベース	報酬料金・不動産使用料等の支払業務を行うため	住所、支払額、所得税額	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 〒261-8558千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号 高度職業能力開発促進センター内 企画部情報公開広報課

(注) 本「記録項目」欄に記入する個人情報ファイルの項目に、加工基準により加工時に削除される項目(例えば、マイナンバー(個人番号)、免許証番号等の個人識別符号)が含まれる場合は、あらかじめ記録項目から削除しています。

また、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書きに規定する情報を含む。)又は独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書きに規定する情報を含む。)が含まれる場合は、当該不開示情報に該当する部分は、あらかじめ記録項目から削除しています。